

部内参考資料

持出禁止

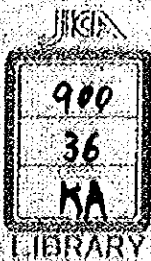
保存用

援助諸国の技術協力実施状況

調査報告書 (II)

昭和44年2月

海外技術協力事業団



正 誤 表

頁	番号又は行	誤	正
2	6及び7	外務省対外援助部	外務省対外援助局
3	9(1)表 滞在費の欄	月	年
5	1	政 府 局	政 府 省
15	(3)(c) 3行目	保 検	保 險
24	7行目	ノールウェイ国際開発庁	ノールウェイ国際開発庁 (NORAD)
39	第6節1 1行目	予算化される	予算化される
43	第2条 c) 1行目	退後軍人	退役軍人

国際協力事業団	
発入 月日 '84. 3. 30	900
登録No. 02335	36
	KA

昨年 11 月の「援助諸国の技術協力実施状況調査報告書(Ⅰ)」につき、オーストラリア、ニュージーランド、スウェーデン、ノールウェー、デンマーク、オーストリア及びイタリアからの回答を「報告書(Ⅱ)」としてまとめた。上記諸国の回答には、部分的回答に終わっているものもあり、意図した情報を全部得られたわけではないがここに大方の参考に供することとする。なお、この作業は前記報告書(Ⅰ)と同様当課の水田職員が行なった。

総務部 企画課長

井口 武夫

JICA LIBRARY



1036318[2]

## 目 次

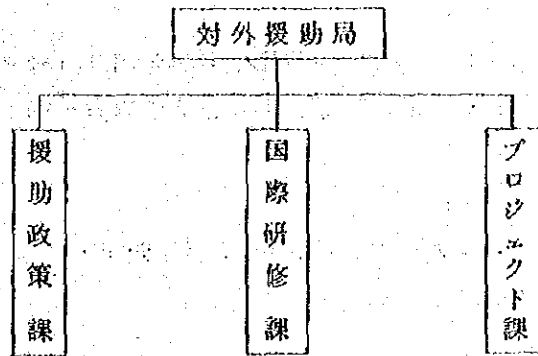
オーストラリア	ページ
.....	1
ニュージーランド	5
スウェーデン	16
ノールウェー	24
デンマーク	30
オーストリア	41
参 考	
イタリア	43
法律 “1968-1971年における 低開発国への2国間技術協力”	
法律 “ソマリアに対する技術・文化・ 経済および財政援助”	

## オーストラリア

外務省対外援助局 (External Aid Branch, Department of External Affairs)

### I 対外援助局の概要 (DAC資料より)

1. 機関の性格 政府省
2. 主要業務 援助政策樹立, 留学生・研修員受入, 専門家派遣, 機材供与, 経済開発プロジェクトの実施, 資本協力等
3. 機構図 スタッフ61名 (1967年)



### II 研修員受入事業

1. 業務範囲 受入政策策定, 研修員の募集, 選考・受入, その他世話業務
2. 受入実績

(単位 人)

年 度	個別研修	グループ研修	計
1964/65	2,005	0	2,005
1965/66	2,262	0	2,262
1966/67	2,374	256	2,630
1967/68	2,460	287	2,747

### 3. 経 費

(単位 百万オーストラリアドル \$A1=403.2円)

年 度	経 費
1965/66	3.00
1966/67	4.01
1967/68	4.44
1968/69	4.51

### 4. 研修員の資格

研修実施機関により種々。

5. 要請手続 開発途上国からの直接要請をうける。

6. 選 考 履歴書及び相手国政府の任命書により、外務省対外援助部  
が選考する。

7. 研修スケジュール 対外援助部国際研修課が、教育・科学省、労働・国家事  
業省、保健省及び海外領土省の協力を得て作成する。

### 8. 研 修

#### (1) オリエンテーション

教育・科学省のスタッフが、一定期間 オーストラリアに関する  
概論を講義する。

#### (2) 語学研修

英語を、研修のため使用する様、必要期間、語学ラボラトリ  
ー、講義などにより研修する。教育・科学省が実施する。

#### (3) 研修期間

最 長 7年

平 均 大学の場合は4年、その他は1年

最 短 1カ月

期間延長は、本国政府の承認があれば認められる。

#### (4) 研修実施機関

政府省庁所属機関、大学及びその研究所、民間企業等。

D. E. A. は通常の授業料を支払う。特別コースの場合は、講  
師の給与を支払う。

(5) 研修使用語 英語

(6) 研修終了証明書

教育機関における研修の場合、資格者には学位又はディプロマを授与する。その他の場合は、D. E. A. が研修終了証明書を交付する。

9. 待 遇

(1) 滞在費、手当等

(単位 オーストラリアドル \$A1=403.2円)

カテゴリー 手当等	留 学 生	研 修 員	特別招待者
滞 在 費	月 1,560	月 2,000	日14.40~21.00
支 度 料	100	100	100
国 内 旅 費	年 900	年 900	—
書籍、教材費	\$A100をこえる 全額	\$A100をこえる 全額	—
授 業 料	全 額	全 額	—
渡 航 費	全 額	全 額	全 額
別 送 料	22ポンド	22ポンド	22ポンド
医 療 費	\$A33をこえる全額		—
着 後 手 当	70	70	—

(2) 宿泊施設

特定の施設はない。費用は滞在費から支払う。

(3) 医 療

D. E. A. は病院又は医師に直接支払う。本人が立替えた場合は、償還する。入院は、通常公共施設の利用を認めており、その場合、4週間後から留学生は1日 \$A2.30、研修員は1日 \$A3.00をそれぞれの滞在費から減額する。

その他災害補償は行なわない。

(4) レクリエーション、サービス

旅行(年2回)、ホームヴィジット(リクエストリより)、パーティー(クリスマス)、文化活動、雑誌の配布(月刊誌

「Hemisphere」)等を行なっている。

10. 帰国研修員に対するアフター・サービス

技術書、情報の送付(所属機関の要請があれば、専門書を3年間送付する。)、機材供与、同窓会の設立(補助金は出さない。)、エヴァリュエーション・クエスト・ネアアの送付等を実施している。



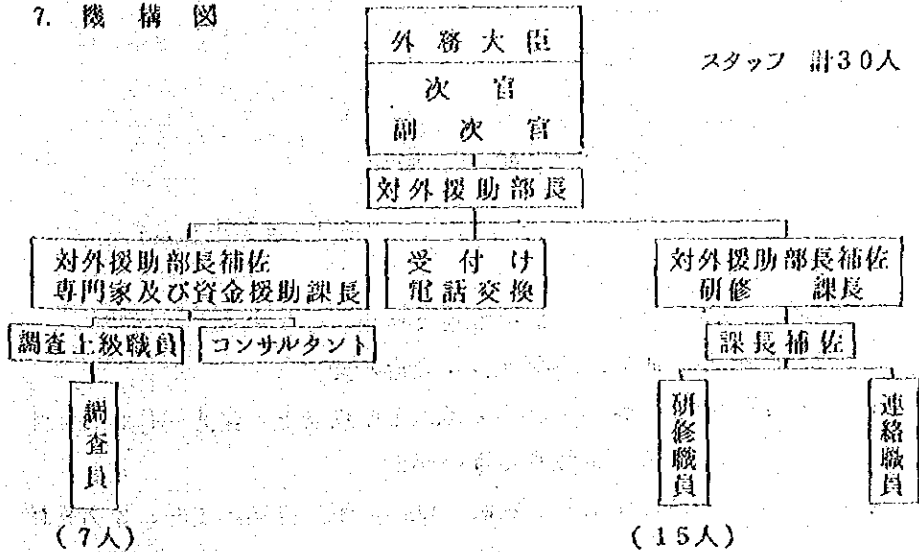
## ニュージーランド

外務省対外援助部 (Department of External Affairs, External Aid Division)

Parliament Buildings, Wellington,  
New Zealand

### 1 対外援助部の概要

1. 機関の性格 政府 局
2. 代表者 大 臣
3. 設 立 1943年
4. 海外支部 インド, マレーシア, シンガポール, タイ, ベトナム, インドネシア
5. 目 的 コロンボ計画, 対アフリカ英連邦諸国援助計画 (SCAAP), 英連邦教育計画等海外開発のための政府援助計画を管理すること。
6. 主要業務 研修員・留学生受入, 専門家派遣, 機材供与
7. 機 構 図



8. 関係政府機関

大蔵省，文部省，保健省，農業省，国内事業委員会，法務省，大学（6校）

II 研修員受入事業

1. 業務範囲 受入政策策定

募集，選考，受入，世話業務

2. 受入実績

年 度	研修員
1965	757 人
1966	767
1967	750
1968 (予定)	705

(注) 留学生を含む。

3. 経 費

(単位 1,000\$NZ \$NZ1=1,001.12円)

年 度	経 費
1965	1,100
1966	1,250
1967	1,350
1968 (予算)	1,450

(注) 留学生を含む。

4. 研修員の資格

学歴・経歴 コースにより条件は種々。

所属機関 通常，政府及び準政府機関。

5. 要請手続 相手国からの直接要請による場合と，受入可能について前もって通報する場合がある。

6. 選 考 英語による筆記試験，口述試験，推薦により，在外公館

と共同で選考する。

7. 研修スケジュール 研修課が、国内事業委員会の協力を得て作成する。

8. 研 修

(1) オリエンテーション

ニュージーランドの習慣、文化について、教育機関等に於て1週間、実施する。

講師には、研修課の職員、大学、保健省職員があたる。

(2) 語学研修

英語研修を必要とする留学生についてのみ70時間、語学研究室において実施する。

(3) 研修期間

最 長 5 年

平 均 3 年

最 短 3ヶ月

期間延長は、研修機関の推薦と、本国政府の承認があれば、2年以内の期間において認める。

(4) 研修実施機関

大学又はその研究所 75%

政府所属機関 25%

(5) 研修使用言語 英 語

(6) 研修終了証明書

研修終了証明書は外務省が交付する。大学に於て通常のコースを取った場合にはディプロマ、ディグリーを交付する。

9. 待 遇

(1) 滞在費・手当等

(単位 ニュージーランドポンド \$NZ 1=1,001.12円)

手 当 等	I	II	III	IV
滞在費(日額)	250	275	300	種々
文 度 料	120	120	120	120
書籍・教材等	コースの必要に応じて支給。			
授 業 料	災 費 支 給			
国 内 旅 費	"			
航 渡 費	航空賃(エコノミークラス)			
別 送 料	海上輸送について妥当額を払戻。			
医 療 費	全 額 支 給			
休 暇 手 当	年 50ポンドまで。			

(注) I 大学1年生 23才以下

II 大学2年生, 3年生 23才以下

III 大学4年生, 大学卒業者(含研修員) 23才超

IV 上級研修員

(2) 宿泊施設

特に設けてはいない。

(3) 医 療

医療費は、医療機関に直接支払うか本人に払戻す。10日以上入院した場合には、滞在費から宿泊費相当分を減額する。

(4) レクリエーション・サービス

旅 行 年1回

パーティー } 適 宜  
文化活動 }

帰国休暇 3年に1回

10. 帰国研修員に対するアフター・サービス

見るべきものはない。技術書・情報等、稀に送付することもある。同窓会結成についても指導はしていないが、自発的に結成している国もいくつかある。

## II 専門家派遣事業

1. 業務範囲 派遣政策策定、派遣中の関係業務
2. 派遣実績

年 度	専 門 家
1965	45 人
1966	70
1967	80
1968 (予定)	85

### 3. 経 費

(単位 1,000 \$NZ)

年 度	経 費
1965	450
1966	520
1967	640
1968	700

### 4. 専門家の資格

学歴・経歴 業務に応じて種々。

所属機関 政府、民間を問わず各方面から。

### 5. 募集・選考

#### (1) 確保源

- a. 対外援助部スタッフ
- b. プール専門家
- c. 公募……新聞、専門誌を通じて公募し、必要に応じて関係政

府機関、大学のスタッフ等の助言、協力を得て、対  
外援助部において面接を行なう。

6. 派遣前研修

特別な場合のみ実施する。

7. 派遣形態

個別派遣 100%

8. 待遇・その他の便宜

(1) 専門家の身分

国の雇用。国家公務員の場合、元の所属先に復帰出来る。但し、昇  
格、昇給の不利がある場合もある。民間機関の場合、個々の取極めに  
より、元の所属先に復帰出来る。

(2) 給与表……例（数カ国に対して適用されるのみ）

（年 額）

（単位 \$NZ \$NZ1=1,001.12円）

等 級	本 俸	任 地 手 当		
		独 身	既 婚	
V	12	7,300	2,375	3,925
	11	6,830		
IV	10	6,370	2,202	3,634
	9	5,970		
	8	5,600		
	7	5,270		
III	6	4,940	2,030	3,343
	5	4,680		
	4	4,420		
	3	4,160		
II	2	3,900	1,858	3,052
	1	3,650		
	I	3,410		
	II	3,170		
I		3,050		
	III	2,930	1,686	2,761

		2,810		
	IV	2,690		
		2,570		
	V	2,450		
		2,360		
	VI	2,230		

(3) 諸手当

- a. 扶養手当（子供のみ、配偶者については任地手当に含まれる。）  
年1人\$NZ400~508
- b. 着後手当 本人及び配偶者 1人 \$NZ 136  
子供 1人 \$NZ 68
- c. 教育手当 授業料その他の経費について払戻す。
- d. 移転料 実費全額支給
- e. 医療費 支給
- f. 住宅手当 通常受入国が提供する。

(4) コンサルティングフィー

公務員以外の専門家に対して本人に支給する。額は業務内容により種々。

(5) 家族同伴

任期1年以上。

家族について旅費、任地手当、医療費、教育手当を支給する。

(6) 帰国休暇

2年間の勤務終了後、2カ月間の帰国休暇をとることができる。本人、家族の旅費を支給。

(7) 災害補償（“参考”を参照）

業務上外に拘らず、100%政府支出により補償する。

任地における医療は、現地の医療機関、医師を利用し、“医療費計画”（Medical expenses scheme）によりまかなう。（含家族）

(8) 派遣中の便宜

レクリエーション施設設置（特別の場合のみ）、大使館附属学校、

教会等の利用，新聞雑誌の送付等。

(9) 帰国専門家に対するアフター・ケア

a. 退職金

任期1年につき本俸1カ月分。

政府，本人拠出金等の基金による。

b. 失業手当の支給

c. 再就職の斡旋

d. 帰国専門家との連絡

帰国専門家のグループ化，雑誌・情報等の送付，専門家からの再派遣要請等。

9. 携行 機 材

原則として当初1人\$NZ200を限度として機材を携行することができるが，プロジェクトにより弾力性をもって携行しうる。追加機材も必要に応じて送付する。

10. 派遣中の専門家の技術指導

必要に応じて実施する。

参 考 災害補償に関する基準規則抜粋 1968. 2. 6

N.23. 在外公務員の災害補償の範囲

(1) 政府は，公務員及び公務遂行のために政府が雇用した，軍及び警察関係以外のすべての者に関し，N.24及びN.25の規定により義務を負う。この規則において“職員”とは次の者をいう。

(a) 国会のメンバー（大臣を除く）。

(b) 政府事業のため公費で海外に公用出張をする者。

(c) 政府がその旅費を負担する国際労働会議に出席する使用者及び労働者の代表者及びアドバイザー。

(d) 海外で学ぶための奨学金を与えられ，勉学終了時には政府機関に復帰することになっている政府職員。

(e) 必要に応じ，承認される者。

この規則は，現地で雇用されたスタッフには適用しない。



(2) 他に補償される場合を除き、労働者災害補償法(1956年)の規定は、補償の請求に関し一般に遵守される。ただし、労働者災害補償法の扶養家族手当は、N24及びN25(2)の規定による額に加えて支払われることはない。

(3) 職員又はその扶養家族が、職員の傷病に関し損害賠償をうけた場合には、N24及びN25の規定により支払われる補償額は、その受けた限度において減額する。

(4) 補償の請求及びこれらの規定の解釈の問題は、まず大蔵省に協議しなければならない。異論はすべて補償法廷の判定に付託される。

#### 4.24 海外出張中の職員

(1) この規定は海外出張を必要とするニュージーランドにおいて常勤する職員に適用するものであって、海外の事務所に一定期間あるいは一定の任務のために派遣される者又は海外の機関に勉学又は訓練のため配属される職員には適用しない。

次の災害をカバーする。業務内外を問わず死亡、永久傷害、全面又は部分的労働不能。ただし、本人の重大且つ意図的過失による災害を除く。

#### (2) 政府の負担

次により補償を行なう。

(a) 死亡、永久全面傷害又は全面労働不能 \$20,000

(b) 一時的全面労働不能

一週 \$60 を限度として104週間給与の全額を支給。雇用条件に病気休暇をとる権利を与えられている職員は、補償を請求する前にその病気休暇を使ってもよい。

(c) 一時的部分的労働不能

次の方式により計算して得た週当り最高額を限度とする損失額を補償する。

$$\frac{\text{部分的労働不能に対する週当り最高額}}{\text{全面労働不能に対する週当り最高額}(\$60)} = \frac{\text{実質損失額}}{\text{災害前の週給}}$$

例 災害前週給 = \$80    災害後週給 = \$30

$$\text{週当り最高支給額} = \frac{50 \times 60}{80} = \$37.50$$

(d) 永久部分的傷害又は労働不能

労働者災害補償法(1956年)第1表により\$20,000に一定率を乗じて得た額。第1表に列記されていない傷害については、同法第17条により比率を決める。

(e) 正当と認められる医療費

#### N. 25 海外に赴任する職員

(1) この規定は、海外事務所の雇用中ニュージーランドを留守にする職員特定の任務のため一定期間ニュージーランド政府により雇用される職員及び勉強又は訓練のため海外の機関に一定期間配属される職員に適用する。

(2) この規定はコロボ計画、アフリカに対する連邦諸国の特別援助計画又は連邦教育計画により援助受領諸国に派遣される職員に適用する。

注 次の規定に認められた諸国は、アフガニスタン、ブルネイ、ビルマ、カンボジア、セイロン、ガーナ、ホンコン、インド、インドネシア、日本、ケニヤ、韓国、ラオス、マラウイ、マレーシア、ネパール、ナイジェリア、パキスタン、フィリピン、シンガポール、タンザニア、タイ、トリニダードトバゴ、ウガンダ、南ベトナムである。

(a) 次の災害をカバーする。業務内外を問わず、死亡、永久傷害、全面又は部分的労働不能。ただし、本人の重大且つ意図的過失による災害を除く。

(b) 政府の負担

次により補償を行なう。

(i) 死亡、永久全面傷害又は全面労働不能 \$10,000

(ii) 一時的全面労働不能

1週\$30を限度として104週間給与の全額を支給。雇用条件に病気休暇をとる権利を与えられている職員は、補償を請求する前にその病気休暇を使ってもよい。

(iii) 一時的部分的労働不能

週当り\$30を限度として、N24(2)(c)の規定により計算して得た損失額を補償する。

(iv) 永久部分的傷害又は労働不能

労働者災害補償法(1956年)第1表により\$10,000に一定率を

乗じて得た額。

第I表に列記されていない傷害については、同法第17条により比率を決める。

(v) 正当と認められる医療費

(c) 募集による専門家のための契約あるいは個人ベースで特別の待遇を保証する他の任命された者のための契約については、\$10,000を\$20,000を超えない範囲において増額することが考慮されている。それにともない一時的全面労働不能の過当り最高額を増額する。

(d) 海外赴任を任命される前に生命保険に加入しており、その死亡を招いた海外の諸事情（自殺を除く）のためそれが無効である場合には、政府は、無効により生じた損失額を補償する。

職員の死亡に関し、政府によって支払われる最高額は、(d)に関し\$20,000を超えないものとする。

(3) この規定は、その他の場所に配属される職員に適用する。

(a) 次の災害をカバーする。業務内外を問わず、死亡、永久傷害、全面又は部分的労働不能。

(b) 政府の負担

労働者災害補償法（1956年）に規定する額により補償を行なう。一時的全面労働不能の場合、雇用条件に病氣休暇をとる権利を与えられている職員は、補償を請求する前にその病氣休暇を使用してもよい。

(c) 前(2)にあげる以外の諸国に配属される職員は、赴任国内の航空機による旅費についてはニュージーランドにおける公務員と同じベースで待遇されることができる。保険のカバーについては、赴任国がニュージーランドと同等のものと仮定して措置することができる。職員が現地のポストにおいて高級公務員として公用で空路により出張する場合は、現地の適切な保険会社に交渉し、現地からみて最も適切なベースでカバーするものとする。現地において措置される全般的金額について大蔵省に通報しなければならない。

(4) (2)に列記される諸国のいずれかあるいはその他の場所に派遣される職員が次の状況にある場合、N24に規定する補償が与えられる。

(a) ニュージーランドから又は赴任していた場所からそのポストへの旅行中。

(b) そのポストからニュージーランドへ又はニュージーランド政府により命令されたその他の現地への旅行中。

(c) 公用として赴任国の外への旅行中。

## スウェーデン

スウェーデン国際開発庁 (Swedish International Development Authority, SIDA)

Box 342

S-105 25 Stockholm, Sweden

### I スウェーデン国際開発庁概要

1. 機関の性格 政府機関
2. 代表者 Ernst Michanek (Director General)
3. 設立 1962年
4. 支部 海外 4カ所(エチオピア, パキスタン, タンザニア, チュニジア)在外外交ミッションとの密接な協力により実施しており, 2カ所については, 長は在外公館に所属している。
5. 目的 スウェーデンの2国間開発援助の計画と実施。
6. 主務 研修員受入, 専門家派遣, 機材・商品供与, 開発調査等の計画及び実施。資金援助。
7. 予算

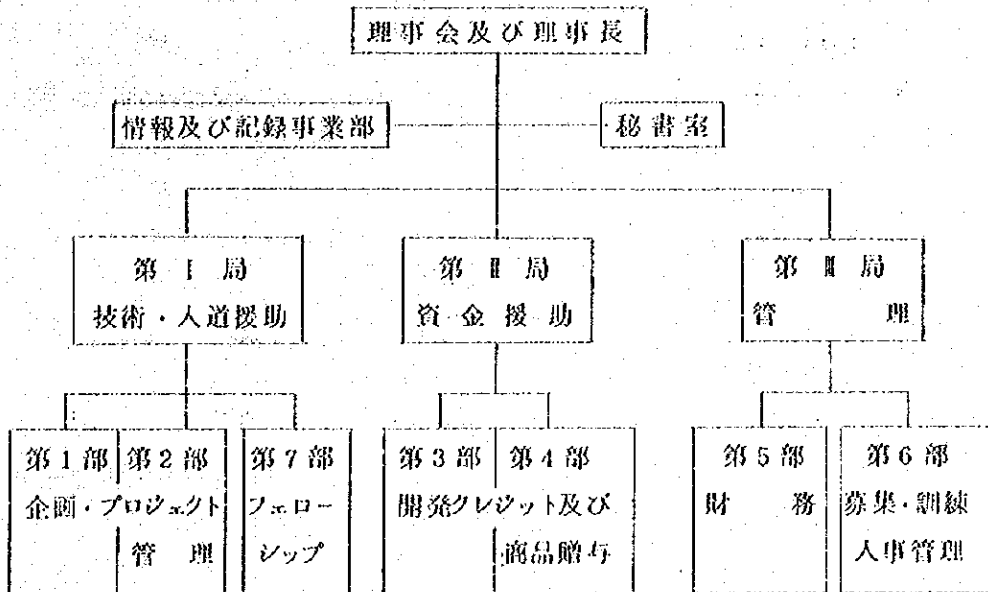
(単位: 1,000 US\$フル)

年度 \ 項目	合計	内管理費
1965/66	54.7	2.6
1966/67	65.1	2.9
1967/68	78.1	2.7
1968/69	97.4	2.7

8. 機 構 図

スタッフ(1968.6.30)

本部 210人  
 海外(専門家、ワフ、  
 シティアーを含む) 306人



9. 関係政府機関

外務省，大蔵省，商務省，  
 スウェーデン銀行，スウェーデン国連協会

II 研修員受入事業

1. 業務範囲 研修員受入計画策定，研修員の募集・選考・受入，受入研  
 修員の世話業務，技術研修

2. 受入実績

年 度	研 修 員
1965	212人
1966	82
1967	129

(DAC統計より)

3. 研修員の資格

研修科目，内容により種々。

4. 要請手続

まずスウェーデンが可能な研修について開発途上国に対して通報し，それに対する要請を受ける。

5. 選考

SIDA は2国間コースの研修員応募者について，筆記試験，口述試験，面接等により選考する。

6. 研修スケジュール

コース課が，研修管理者の協力を得て作成する。

7. 研修

(1) オリエンテーション 実施する。

(2) 語学研修 実施しない。

(3) 研修形態

一般にどのコースも，理論を50%，その他実地を50%の割合で実施している。

(4) 研修期間

最 長 4 年

平 均 4～6 カ月

最 短 2 週間

期間延長は，原則として認めない。

(5) 研修実施機関

政府所属機関 10%

大学及び大学附属研究所 45%

民間会社 15%

そ の 他 30%

大学，民間会社等の場合にはSIDAは通常謝礼を支払う。

(6) 研修使用語 英語(例外的に仏語)

(7) 研修終了証明書

SIDA，大学，研究所，民間会社等が研修終了証明書を交付する。

(該当者にはディプロマを交付する。)

8. 待 遇

(1) 滞在費・手当等

(単位クローネ, Kr. 1=69.59円)

手 当 等	留学生(大学生)	大学院生 研修員
滞在費(月額)	845~895	995~1,045
仕 度 料	800	800
書籍・教材費	必要に応じて支給	
授 業 料	必要に応じて支給	
国 内 旅 費	承認された研修旅行について支給。 (普通年2回)	
渡 航 費	往復航空切符(エコノミー)	
医 療 費	特別保険加入による。	
扶 養 手 当	研修期間が1年を越える場合にのみ支給。	

(2) 宿泊施設

宿泊施設は、特に設けてはいない。

(3) 医 療

保険に加入。(保険料は SIDA 負担)

(4) レクリエーション・サービス

文化活動 毎月

雑誌配布

(5) 休暇帰国

在スウェーデンが3年を経過し、且つ少なくとも1年の研修期間を残す場合には、休暇帰国が認められる。

9. 帰国研修員に対するアフターサービス

技術書・情報等の送付、機材供与、SIDAスタッフによるフォローアップ・ヴィジット

II 専門家派遣事業

1. 業務範囲 派遣政策策定、専門家の募集・選考・派遣(多国間専門家

の募集を含む。）、派遣中の関係業務

## 2. 派遣実績（2 国間のみ）

年 度	専 門 家
1965/66	7.5人
1966/67	9.3
1967/68	8.6
1968/69 (予定)	11.0

## 3. 専門家の資格

学歴・職歴 優秀な専門的経歴を有すること。

経 験 少くとも3年以上

そ の 他 相当の語学力、業務への適応性を有すること。

## 4. 募集・選考

### (1) 確保源

a. SIDAスタッフ

b. 登録者

登録数 5,500人

登録者に対し、月2回印刷物を配布。

選 考 まず電子データ処理をし、次に書類チェック、  
面接、語学テスト等を行なう。

登録者募集法 広告、個別連絡等

c. 公 募

方法 広告、個別連絡

選考方法 書類審査、面接、語学テスト等。

### (2) 募集・選考に関する将来の改善策

政府、民間機関との連絡及び情報提供の強化、増大。

## 5. 派遣前研修

(1) 研修期間 3 週間以上

(2) 研修内容



a. 一般オリエンテーション

3週間。

開発問題、国際協力、知識・技術の伝播、地域研究、文化的適応について。

b. 語学研修

0～4週間

ラボラトリーあるいは伝統的方法によりインテンシブ研修

c. 技術研修

0～4週間。個別研修。

(3) 研修中の待遇

給与、宿泊料、旅行手当を支給。

(4) 研修機関

SIDA所属の訓練機関あるいは、他の適当な機関。

(5) 潜在専門家の養成

将来専門家となるべき幾人かの人々に対する訓練計画を有する。

(6) 派遣前研修の将来の改善策

認識葛藤の解明についての研修を実施する。

6. 派遣形態

個別派遣 100%

7. 待遇、その他の便宜

(1) 専門家の身分

専門家は、SIDAに雇用されることにより、国家公務員法(1965年)の適用を受けることになる。政府は、国会の承認を得て、特に任用の形に関してこの法のもとに専門家の身分を規定する。法に定められていない雇用条件は、集団又は個別協定(公務員に関しては一連の協定がある。)の取極により、専門家の給与には、既定の公務員の給与表によらないで自由に給与を決定する必要性があるので個別協定によっている。その他の手当については、公務員連合に協議して、一定に決められている。雇用条件は、個別契約が引用することになる“スタッフ・ルール”に規定しているところ。

公務員の場合は、特別の休暇が与えられることになっており、昇給上の不利はない。しかし、昇格については、専門家としての勤務成績を評価して決定されるので、不利を蒙る場合もある。民間機関からの専門家についての元所属機関への復帰保証はないが、特別休暇を得て専門家となり、復帰する者もある。

## (2) 給与表

前(1)の通り、専門家の給与は個々に交渉され、一定の給与表はない。しかし、SIDAは、類似ポストについては出来る限り一定の給与とするよう努めている。従って、一定の給与表は存しない中にも、給与基準が形づくられている。ポストは、業務のレベル、性格により様々であり、学歴あるいは職歴の必要条件も又異っている。従って、給与も相当広範にわたるが、スウェーデン国内に於ける程の較差はない。

## (3) 諸手当

- a. 扶養手当 (19才未満の子のみ) 1人 月150クローネ
- b. 住宅手当 家具付住宅を無料貸与(水道・電気等も含む)
- c. 勤務地手当 個々の勤務地で必要な特別経費をまかなうため及び気候上その他の困難に対する補償として支払われるものである。(生活費の較差は給与の中で考慮される。)
- d. 支度料 1,500クローネ(単身)~4,000クローネ(家族同伴)
- e. 着後手当 当初から住宅が準備されているのが原則であるが、必要に応じて、着任当初のホテル宿泊料を支給する。
- f. 教育手当 19才未満の子について実費支給。
- g. 移転料 任地までの距離及び家族同伴・残留の別に応じて支給。

## (4) コンサルティングフィー

SIDAの専門家に対しては支払わない。調査あるいはプロジェクト実施のある段階において、コンサルタントを利用する場合には、支払う。

## (5) 家族同伴

配偶者と19才未満の子について旅費及び移転料を支給する。

(6) 帰国休暇

24カ月間の勤務の後、毎年（地中海諸国は隔年）年次休暇を利用して帰国することができる。専門家と同伴家族に航空賃（エコノミー）を支給する。

(7) 災害補償

業務上、外の別なく補償する。

a. 休業補償 給与の100%~90% 期限なし。

b. 医療補償 専門家、配偶者及び19才未満の子の療養費（要証明）の100%~80% を払戻す。

c. 障害補償 遺族補償（年金）

補償額は不明。配偶者についての補償もある程度行なう。（スウェーデン国内の雇用基準による）

a. b. については SIDA の予算から、c. については政府年金評議会予算から支出される。

(8) 派遣中の便宜

レクリエーション施設、大使館所属の学校又は教会の利用、新聞雑誌の送付、

(9) 帰国専門家に対するアフター・ケア

SIDAの義務は、任期間に限られており、その後は、国の制度により保障される。

SIDAは通常、帰国専門家を登録者名簿に登録することにより、彼等と連絡を保っている。

8. 携行機材

「専門家が、機材物資不足のために業務の実施に困難を来たすようなことがあってはならない」という原則のもとに、必要に応じて機材を携行させる。

9. 派遣中の専門家の技術指導

通常、プロジェクト・スタッフに含まれる専門家が指導するが、時には技術指導のための専門家を派遣する。

## ノ ル ウ ェ ー

### 援助開発局

1968年12月1日 発足 主管、外務省。援助開発局運営理事会（理事8名、副理事3名）を有し、理事は官民援助関係者の中から政府により任命され、援助の総合調整を行なう。

新局の概要の詳細は不明である。

以下のⅠ研修員受入事業及びⅡ専門家派遣事業については従来のノールウェー国際開発庁により実施されたものであるが参考までに掲載する。

### Ⅱ 研修員受入事業

1. 業務範囲 受入政策策定・研修員の募集・選考・受入
2. 受入実績

年 度	個別研修	グループ研修	計
1965	46 人	57 人	103 人
1966	42	70	112
1967	38	60	98
1968	42	50	92

### 3. 経 費

(単位 USドル)

年 度	経 費
1965	72,105
1966	76,783
1967	80,584
1968	75,000

4. 要請手続 相手国政府から、在外公館を通じて要請をうける。
5. 選 考 履歴書（学歴・職歴）、推薦を参考に NORADが中心となり関係の学校、研究機関の協力を得て選考する。

6. 研修スケジュール

フェローシップ課が関係の学校，研究機関の協力を得て作成する。

7. 研 修

(1) オリエンテーション

実施しない。

(2) 語学研修

学校の講義に出るためノルウェー語を研修する。

(3) 技術研修の形態

講 義 20%

実施訓練 15%

セミナー 65%

(計100%)

(4) 研修期間

最 長 3～4年

平 均 1年

最 短 1年

研修実施機関の管理者の推薦により6～12カ月の延長がなされる場合もある。

(5) 研修実施機関

大学研究所 25%

民間会社 2%

その他 73%

(計100%)

研修所によるセミナー，コースに関連した教育資材費，臨時講師謝金を庁がカバーする場合もある。

(6) 研修使用言語 英語，ノルウェー語

(7) 研修終了証明書

学校あるいは庁が発行する。(学位には相当しない。)

8. 待 遇

(1) 滞在費・手当等

(単位 USドル)

手当等	カテゴリー	I	II
滞在費(月)		178	143
支度料		107	107
国内旅費		100	100
書籍費	}	必要に応じて支給	
教材費			
授業料			
渡航費		往復切符	
荷物別送料		船 便	
医療費		(ノールウェーの一般健康保険による。	
扶養手当		支 給	-

(2) 宿泊施設

研修センター、フラット等利用。宿泊費は滞在費から支払うことになっており、月22~30ドル。

(3) 医 療

ノールウェーの一般健康保険に加入し保険料は片負担。

(4) レクリエーション

学生団体の社会活動事務局で、ホームヴィジット、文化活動、スポーツ等のアレンジをする。

9. 帰国研修員に対するアフターサービス

技術書、関係情報の送付、機材供与

Ⅱ 専門家派遣事業

1. 業務範囲 専門家派遣政策策定, 専門家の募集・選考・派遣, 派遣中の関係業務

## 2. 派遣実績

年 度	専 門 家
1965	114 人
1966	167
1967	192
1968 (推定)	260

## 3. 経 費

(単位 USドル)

年 度	経 費
1965	919,580
1966	1,353,640
1967	1,607,805
1968 (推定)	2,020,000

## 4. 募集選考

広告により公募し、職業経験、面接等を参考に選考する。

## 5. 派遣前研修

2週間にわたり、一般的オリエンテーション、語学研修少々を行なう。  
研修経費に1人1日平均10ドルを要する他、宿泊費、旅費を支給する。

## 6. 派遣形態

個別派遣

## 7. 待遇その他の便宜

### (1) 専門家の身分

NORADの一時雇用

公務員、民間機関所属者を問わず、元所属機関へ復帰出来、昇進、昇給の面で不利はない。

### (2) 給 与 表

専門分野に従い、18種に分れている。(詳細不明)

格付けは、学歴、技術的資格、経験、所属先を勘案してなされる。

(3) 諸手当

(単位 クロネ 1クロネ=50.4円)

手 当	額	
	最 高	最 低
扶養手当 配偶者	13,800	6,000
子 供 (1人につき)	2,700	1,200
地 域 手 当	国連方式に準じる。	
仕 度 料 専 門 家	6,000	
配 偶 者	2,000	
子 供 (1人につき)	1,000	
教 育 手 当	7,000	5,000

(4) コンサルティングフィー  
特別に支払うこともある。

(5) 家族同伴

任期1年以上。

家族が任地に10カ月以上滞在する場合には、渡航費を支給。

(6) 帰国休暇

2年間の在外勤務を終了し、更に1年以上の在外勤務がある場合、帰国休暇が許可され、専門家及び家族の往復渡航費を支給。

(7) 災害補償

保険に加入。保険料は政府負担。

任地における健康管理は、駐在医師の派遣等により行なっている。

病気休暇は6カ月まで認められる。

(8) 派遣中の便宜

新聞、雑誌等の送付

(9) 帰国専門家に対するアフターケア

雑誌・情報等の送付、名簿作成



8. 携行機材

指導・演習用として、現地調達が困難な場合、任国政府から提供されない場合、機械器具、教材を携行する。追加機材は購送しない。機材は使用後任国に贈与する。

9. 派遣中の専門家に対する技術指導

なし。

## デンマーク

技術協力庁 (The Secretariat for Technical Cooperation with  
the Developing Countries)

Amaliegade 7, Copenhagen K.

### I 技術協力庁の概要

1. 機関の性格 政府機関
2. 代表者 長官 (director)  
H. E. Kastoft
3. 設立 1962年
4. 設置法 開発途上国に対する技術協力についての法律 (1962年)
5. 支部 国内外ともなし
6. 目的 デンマークの開発途上国に対する開発プログラムの実施
7. 主要業務 研修員受入, 専門家派遣, センター設置, 機材供与, 開発調査等

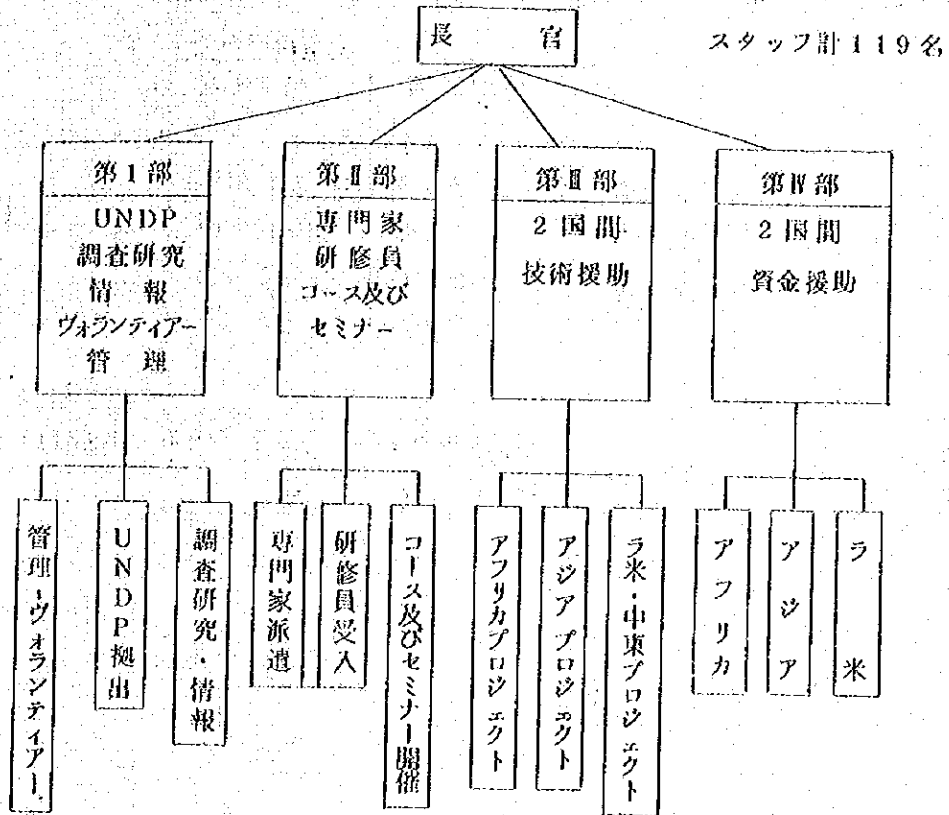
(6.7.については“参考”を参照)

### 8. 予算

(単位100万Dクローネ 1Dクローネ=52.12円)

年 度	予算額合計
1965	107.3
1966	156.8
1967	189.8
1968	276.0

9. 機 構 図



10. 関係政府機関

デンマーク赤十字社, デンマーク国際協力協会, デンマークミッショナリー協議会, デンマーク難民救済協議会

11. 関係民間機関

フィージビリティ調査, 特定プロジェクトを実施するにあたり民間機関と短期契約を結ぶことはあるが, 一般に民間機関との協力は多くない。

II 研修員受入事業

1. 業務範囲 受入政策策定, 研修員の募集・選考, 受入, 世話業務, 技

術研修

2. 受入実績

(単位 人)

年 度	個別研修	グループ研修
1965	234	
1966	299	137
1967	340	130
1968 (予定)	300	131

3. 経 費

(単位100万Dクローネ 1Dクローネ=62.12円)

年 度	経 費
1965	3.3
1966	3.7
1967	7.3
1968 (予算)	7.0

4. 研修員の資格

学 歴 通常学士号, 修士号

経 験 通常数年間

所属機関 特に指定なし

5. 要請手続 開発途上国からの要請及び受入可能について相手国へオファーする。

6. 選 考 学歴, 履歴書, 推薦等を参考に庁が選考する。

7. 研修スケジュール 研修員受入担当課が作成する。

8. 研 修

(1) オリエンテーション

デンマーク事情を概説するパンフレットを配布, フェローシップ, スカラーシップに関する説明。

(2) 語学研修

例外的にデンマーク語を3カ月間程度行なうことがある。

(3) 研修期間

最 長 5年

平 均 4～12カ月

期間延長は、研修完了のため最高1年まで認められる。

(4) 研修実施機関

研修実施機関とは書簡交換により協定を結んでおり、通常、研修員を受入れることにより生じる特別の出費についてのみを庁がカバーする。

(5) 研修使用言語 英語、例外的に仏語、独語、デンマーク語を使用する場合もある。スペイン語の場合は通訳をつける。

(6) 研修終了証明書

庁その他研修実施機関が研修の性格に応じた証明書を交付する。

7. 待 遇

(1) 滞在費・手当等

(単位 Dクローネ 1Dクローネ=52.12円)

手 当 等	I	II	III
滞 在 費 (月額)	1,600	1,450	1,050
支 度 料	700	700	700
授 業 料, 書 籍 費 等	必要に応じて支給		
渡 航 費	エコノミークラス		
別 送 料	1㎡相当額		
医 療 費	保険に加入		
扶 養 手 当 (月額)	妻200Dクローネ, 子1人につき120Dクローネ		

I 修士号取得者

II 学士号取得者

III 大 学 生

(2) 宿泊施設

宿泊場所としては、訓練センター、ホテル、下宿等を利用し、費用は滞在費から各自支払う。

(3) 医療

片の負担で保険に加入している。

(4) レクリエーション・サービス

旅行 年1回以上

休暇帰国 4年間に1回

その他パーティー、文化活動、雑誌の配布等、片が資金を出している国際学生センターが種々の事業を行なっている。

8. 帰国研修員に対するアフター・サービス

スタッフによるフォローアップヴィジット、再研修(1968年16名)を実施している。

II 専門家派遣事業

1. 業務範囲 派遣政策策定、専門家の募集・選考・派遣、派遣中の関係業務

2. 派遣実績

(単位:人)

年 度	専 門 家
1965	68
1966	112
1967	209
1968 (予定)	285

(注) 以上の内80人は開発途上国におけるデンマークの協力プロジェクトの要員である。

### 3. 経 費

(単位:1,000.Dクローネ、FDクローネ=52.12円)

年 度	経 費
1965	2.5
1966	6.4
1967	9.5
1968 (予算)	13.0

(注) プロジェクト要員の経費はプロジェクト予算に含まれているので、こゝには含まれない。

### 4. 専門家の資格

学 歴 大学卒業以上

経 験 大学卒業後2～3年以上

### 5. 募集選考

#### (1) 確保源

a. 登録制度 たゞし未だ機能していない。

b. 公 募 新聞、技術誌、専門誌等を通じて広告し、語学テスト、面接、書類等により選考する。

(注) 教師以外は、民間出身の専門家が多い。

#### (2) 選考委員会

技術援助アドバイザー、募集職員からなり、受入国の募集官が加わることもある。

#### (3) 将来の改善点

登録制度の完備、各種機関とのより緊密な協力、懇談会の開催。

### 6. 派遣前研修

片に研修機関を設置し、1969年初から開始する。期間4週間、研修中の手当等は未定。

#### 研修内容

a. 一般研修……人間関係、指導技術、開発問題、援助問題、  
現地概況。

b. 語学研修……技術，管理関係の英語を1週間。

c. 技術研修……近く建築コース等のうち1コースを設置する予定。

7. 派遣形態

個別派遣 90%

グループ派遣 10%

8. 待遇，その他の便宜

(1) 専門家の身分

特別の契約条件で政府雇用となる。

公務員は，元の職場に復帰出来，通常不利はない。民間人の場合雇用主との個別合意により元の職場に復帰できる。

(2) 給与表 不明

(3) 諸手当

a. 扶養手当 子供1人につき年額2,280.6Dクローネ

b. 教育手当 " 3,000~4,900Dクローネ

c. 移転料 1,000クローネを限度として，必要経費の全額。

(4) コンサルティング・フィー

派遣期間9カ月未満の専門家に対しては前地位における給与にほぼ等しい額を本人に支払う。

(5) 家族同伴

派遣期間が9カ月を超える場合には家族を同伴してよい。家族の渡航費，保険料を支給する。

(6) 帰国休暇制度

2年間の現地勤務の後，1年の勤務につき36日間の休暇をとってよい。本人と家族の渡航費を支給する。

(7) 災害補償

保険に加入，保険料は庁が全額負担。

(8) その他の便宜供与

海外ミッションに属する学校，教会等の利用，雑誌，新聞等の送付

(9) 帰国専門家に対するアフター・ケア

時に雑誌，情報等の送付。



#### 9. 携行機材

指導・演示用、現地調達困難な機械・器具、教材、消耗品を携行する。

1人当り10,000Dクローネを限度とし、追加購送はしない。(プロジェクト要員については除く。)

使用後は当該国に供与する。

#### 10. 派遣中の専門家に対する技術指導

なし

#### 参 考

開発途上国に対する技術協力についての法律(1962年成立, 1967年第4回改正)

#### 第 1 節

開発途上国に対する援助のため「開発途上国技術協力評議会」を外務省管轄下に設置する。評議会は、次に掲げる事項を行なう。

- (1) 国連又は専門機関による開発途上国援助プロジェクトに対するデンマークの協力を計画し実施すること。
- (2) デンマークの財政資金から支出するデンマークのプロジェクトを計画し実施すること。
- (3) 他の機関により実施される適切なプロジェクトに対し国の補助を与え、それらのプロジェクトを調整し、管轄すること。
- (4) 第7節による借款等及び第9節による信用保証の供与に関する問題を関係当局に提出し、第8節による投資保証に関する勧告を行なうこと。
- (5) 開発途上国に対する援助についての国際論議に関するデンマークの意見を調整すること。
- (6) 公的機関及び民間機関に対し、助言を行なうこと。
- (7) デンマークが直接実施する、又は国連、その専門機関の事業のためのデンマーク人専門家の確保、訓練、ガイダンスを行ない、又はその援助をすること。
- (8) 国連、その専門機関、開発途上国及び技術援助について、直接に又は特定機関を通じて、情報活動を行なうこと。
- (9) 開発途上国に対する協力に関し、民間機関の情報活動に対し国の援助を

与えること。

- (10) 援助業務及び情報活動の計画に重要であるデータの準備及び整理に関し計画すること。
- (11) 開発途上国からの学生・研修員のデンマーク受入計画を調整し、他の機関が責任をもたない場合には研修プログラムを準備し、宿舍を提供すること。
- (12) 外国人学生・研修員のための集団コースを計画すること。
- (13) 開発途上国における事業のための資金づくりのため民間キャンペーンを行ない、集めた資金その他の寄附金を管理すること。

## 第 2 節

1. 外務大臣は、評議会の委員を任命し、委員の中から議長及び副議長を選出する。
2. 委員の任期は3年間とする。
3. 評議会の委員は9名までとする。

## 第 3 節

政府及び評議会に対して助言し、第1節に掲げられた実施について専門家にガイダンス及び援助を与えるために「開発途上国技術協力協議会」を設置する。協議会は評議会の業務をフォローする。評議会は、前年の業務の年次報告書及び次年の主要計画を協議会に提出する。

## 第 4 節

1. 外務大臣は、協議会の議長及び委員を任命する。その任期は3年間とする。
2. 協議会の委員は、開発途上国に対する援助に関する事項に特別の関心をもつと見なされる公的機関、研究機関、団体により推薦される者；協議会の関係事項に専門的知識、経験を有すると見なされる者とする。評議会の委員は協議会の委員となる。
3. 協議会の設立時に、委員数名を任命する。協議会は、その委員について外務大臣の許可を得なければならない。

## 第 5 節

1. 外務大臣は、評議会及び協議会の手続について別に定める。

2. 評議会及び協議会の業務にかゝる事務は、外務省において行なう。

#### 第 6 節

1. 評議会及び協議会の管理費は、年間財政法において予算化される。また開発途上国からの留学生・研修員の奨学制度、海外に派遣される専門家、開発途上国又はデンマークにおける小プロジェクト及び調査研究のための情報業務のための特別予算も認められる。

2. 主要業務に必要な資金は、外務省を通じて要求する。

#### 第 7 節

1. 外務大臣は、500百万Dクローネを限度として次の事項について供与してよい。

(1) デンマークの建設で実施される援助プロジェクト又は他の開発プロジェクトのためにその国又は国際機関との協定により行なう国の借款。

(2) 資金援助—開発途上国の経済開発の促進を目的とする金融機関に対して保証等による株の獲得により行なう。

(3) 異常な食糧不足が開発途上国の経済発展を脅やかしている場合には、食糧輸入又は農漁業事業の需要に対する融資のための借款。

2. 上記第1節の実施のために締結された協定は、国会財政委員会の承認を得なければならない。

#### 第 8 節

1. 開発途上国におけるデンマークの投資の機会を増大するために外務大臣は、200百万Dクローネの範囲内で、開発途上国における直接投資の損失の保証及び類似の借款をこの国に支払を指定された商工業企業に与えることができる。

2. 保証は、政治的な事情、例えば投資した国において、国有化及び類似の公有化、支払譲渡の妨害、戦争行為等による損失に対してのみ与えられる。

3. 保証を与えたため、危険保険料が課せられ保証基金に払込まれる。基金は、損失に当てる。

#### 第 9 節

評議会の勧告にもとづき、商務大臣は150百万Dクローネの範囲内で、開発途上国の技術開発と関連してそれらの国々に供与する民間信用の損失に

対して保証をすることができる。国会財務委員会の承認に従がい、この額を増額することが出来る。(注：250百万Dクローネに増額された。)

#### 第 10 節

1. 開発途上国における工業開発の促進のため、デンマークの工業界との共同投資を奨励するために基金を設置する。基金は、非利益自主団体とし、「開発途上国工業化基金」と称する。
2. 基金は、株の申込み、投資の可能性その他創設方法についての研究費の融資、貸付け、保証の供与、その他評議会が基金の目的にかなうと見なす方法により、開発途上国におけるデンマークの投資を援助する。
3. 基金の資金は、各種コーヒーに対する関税の純収入から基金に転入することにより確保する。
  - (1) 基金への転入は、関税の純収入から転入する割合を除々に増していく。第1年目である1968年1月1日には純収入の10%を、第2年目には20%を、この様にして1972年1月1日まで続け、以後は毎年関税純収入の半額が基金へ転入されることになる。
  - (2) 前(1)に示す率よりも上まわる率で関税の純収入を基金に転入することの提案は、1971~72年度中に国会に提出される。
4. 基金は、商業機関、工業会社、個人から現金又は保証資金の形で寄附をうける。
5. 基金は、外務大臣により3年間の任期をもって任命された委員から構成される委員会が管理する。大臣は、委員会の議長及び副議長をも任命する。基金の実施業務は、外務大臣により任命される理事により実施される。基金の管理経費は、基金の資金からまかなわれる。
6. 基金の業務に関する個別は、国会財政委員会と協議のうえ外務大臣による承認をうけるものとする。

#### 第 11 節

この法律は、1962年4月1日から実施する。

## オーストリア

### I 援助実施機関

オーストリア政府部内で2 国間技術協力事業を統轄、調整の責にあるのは総理府経済調整局第11 a 部であるが、実施は20 以上の補助団体、民間機関がその任に当たっている。

技術協力予算は、大蔵省主管となっておりプロジェクト毎に一定の手続を経て支出される。(68 年度予算は一般会計から40.3 百万オーストリアシリング及び欧州復興計画—ERP—から8 百万オーストリアシリング1 ドルと2.5 オーストリアシリング)。

### II プロジェクト処理手続

まず、1963 年5 月政令により設置された、諮問機関である総理府主宰の各省委員会(総理府、外務、通産、大蔵等12 省庁がメンバー)がプロジェクトの審議にあたり(年4 回、下部委員会は年約20 回)、審議の結果を閣議に提出して承認を求める。閣議の承認があれば、大蔵省は夫々の実施機関に対し予算を支出する。

個々のプロジェクトは、低開発国政府からの要請(外交ルートを通じるものを通じないものがある)、国内各種技術協力実施機関、民間会社等からの提案、派遣専門家の提案等様々の経路を経てそれぞれの主管省に持ち込まれ、当該省を経て各省委員会の審議をうける。外交チャンネルを通じて要請されたものについては、関係省は実施機関を確保してから、審議に提出する。

### III 技術協力実施機関

宗教団体、教育団体、学生組合、労働組合等主要なものだけでも20 余にのぼる。その内、国際協力協会、ラテン・アメリカ協会、アフロ・アジア協会等7 機関にはそれぞれの主管省から管理運営費として補助金が支出されている。

#### Ⅳ 研修員及び専門家の待遇

そのための一定の基準はなく、研修員に関しては実費主義、専門家に関しては公務員の海外派遣と同様の待遇を与えていると言えるが、いずれの場合も、ケースバイケースで委員会で審議される。

研修員の場合月 3,000 オーストリアシリング、留学生の場合月 2,000 オーストリアシリング。

専門家の場合、大卒後約 10 年で国内給月 6,000 オーストリアシリングを受けているとすると、諸手当を含めて年約 30 万オーストリアシリングとなる。

## 参 考

参 考

イ タ リ ア

イタリア政府からは回答にかえて下記の法律が送付されてきたので参考のため翻訳した。）

1968年3月28日付法律第380号

「1968—1971年における低開発国への2国間技術協力」

共和国下院および上院は下記の法律を承認し、共和国大統領がこれを公布する。

#### 第 1 条

低開発国を援助し、かつ科学、技術および経済の分野で低開発国の進歩に寄与することを目的として本法の規定に基づき協力計画を実施する。

#### 第 2 条

外務省は各国との科学、技術および経済協力の枠内で発展計画の実施にあたらせる者として下記のカテゴリーに属する特別有資格の技術要員を使用する権限を持つ。

- a) 外務省の正規職員もしくはその他の国家公務員（文官）、但し1957年1月10日付共和国大統領令第3号により承認され単行法により規則が定められていない者で1957年1月10日付法律第3号単行法第56条及び第57条に基づく方式により外務省の所管下に置かれる者を含む。
- b) 常勤および継続的勤務にある軍人、並びに退後軍人、被召集軍人、待命中の軍人。但し、その使用は関係省との合意に基づくものとする。
- c) 私契約により特定期間採用される要員、閣庫大臣の同意に基づき外務大臣令により上記要員の定員及びその待遇を規定する。

#### 第 3 条

第2条の規定により使用される要員は全体で最高300人の定員を越えることはできない。

上記要員は行政事務上および指導監督上任国に駐在する大公使館もしくは領事館に服する。



上記要員は当域地域の当局のもとで勤務し指定される場所に居住する義務を有する。

#### 第 4 条

第2条の規定により使用される正規の文官および軍人は国内で定められた固定的および継続的資格を有する給与および諸手当の他、勤務地手当を支給される。

a) 付属A表の基本手当

b) 国別又は任務別に定める追加手当。但し、基準給与係数は国庫大臣の合意により外務大臣令で定める。かかる係数は国際連合、IMFの定期統計および在外公館からの報告資料をもとに作成する生計費およびその修正に基づき為替相場および当該地域の特殊条件を考慮に入れて決定される。

派遣員には勤務地手当1ヶ月分に相当する着任手当を支給する。

派遣員には、B表の限度内であつそれを条件として自己および同伴家族の旅費および移転料を支給する。

派遣員はそれぞれの規則で定められた範囲内で通常休暇をとることができる。但し35日を下回らないものとする。

勤務地手当は通常休暇の最初の35日並びに下記の通り定められた旅行日数について支給される。

- 欧州および地中海沿岸諸国勤務の者—5日
- 地中海沿岸諸国を除くアフリカ諸国および中近東諸国勤務の者—10日
- 太平洋沿岸諸国を除くその他の国に勤務する者—15日
- 太平洋沿岸諸国勤務の者—20日

2年毎に同伴家族を含めイタリアとの往復休暇旅費の払い戻しを行なう。払い戻しの範囲はB表の方式により所要旅費の $\frac{3}{4}$ とする。事前に旅行した場合には18ヶ月後に払い戻しの権利を取得する。

#### 第 5 条

第1条の目的のために一時的任務として外国に派遣された正規文官および軍人に対しては任務1日毎に第4条第1項の経済的待遇の $\frac{1}{30}$ を支給し、かつB表の限度および条件で本人の旅費を払い戻しする。

## 第 6 条

外務省は上記派遣員に対してその任務遂行のために必要な技術資材を供給する。関係費用は本法の定めた年間支出額の4%を越えることはできない。

## 第 7 条

外務省はイタリア国籍の会社、団体もしくは個人に対して当該国がイタリアとの科学、技術および経済協力協定の枠内で要請した当該国の発展計画に関する調査の実施および研究プランもしくはプロジェクトの作成のための補助金を交付することができる。

更に外務省は関係国との特別な協定に基づき当該低開発国に所在する技術職業訓練機関にとって必要なイタリア国産の設備機材の購入用として補助金を交付することができる。

本条項の補助金は許容支出の限度内において、および本法施行規則に定められた一般的基準により交付される。

## 第 8 条

外務省は同省の予算説明の提出にあわせて毎年本法の実施状況に関する報告書を提出するものとする。

## 第 9 条

本法規定の実施に当っては1968年から1971年までの4会計年度のそれぞれについて1,500百万リラの支出を認める。1968年会計年度について本法適用により生ずる1,500百万リラの負担金については現行立法措置による負担額用の必要基金に関する本年度の国庫省予算支出第3523章の削減によりこれを行なう。

## 第 10 条

本法は1968年1月1日から効力を発する。

本法第3条第2項の規定はソマリアとの技術文化経済および財政援助に関する1967年12月23日付法律第1,376号第1条a号の要員にも適用される。

前項の法律第3条第2項は同法第1条a号の1)および2)の要員について、本法第4条および第5条の規定によって置き換えられる。

本項の規定は本法の発効から3ヶ月後に効力を発する。

本法の適用規則の公布まで可能な範囲において1962年10月26日付法律第1594号が適用される。

於ローマ

サラガット大統領

◇ ◇ ◇  
A表(基本手当)

管理職事務官	基本手当(月額)
A-1 ex 係数90.0以上の者 司法官, 専任講師及び同等の者	} L 220,000
A-2 ex 係数500-900の者 司法官, 専任講師及び同等の者	
A-3 ex 係数325-500の者 司法官, 専任講師及び同等の者	} L 140,000
A-4 ex 係数325以下の者 司法官, 専任講師及び同等の者	
行政職事務官	L 100,000
執行職事務官および軍下士官	L 80,000

◇ ◇ ◇  
B表(旅費および移転料)

鉄道料金—1等および特急券。管理職事務官に対しては寝台券。また旅行の困難もしくは特別の状況を考慮に入れ、その他の者に対しても寝台券を支給することができる。

海上旅行—管理職事務官および首席書記官と同等又はそれ以上の資格をもつ行政職事務官に対して1等。残りの行政職事務官および執行職事務官に対しては1等の直近下位のクラス。

飛行機旅行—管理事務官1等。行政職および執行職事務官に対しては1等の直近下位のクラス。

不可抗力の原因のため必要となった外国での滞在日数およびその端数並び

に外国領土での地上運送手段によって行なわれた旅行日数並びにその端数については国内の出張日当の12.5%増を支給する。

海上もしくは陸上旅行及び飛行機旅行についてそれぞれ海上旅行の食費を含め、国内旅費の10%および5%の割増し手当を支給する。

荷物の運送—梱包を除き500キログラム、同伴家族1名につき300キログラム、運送費には梱包費(荷物の純額の $\frac{3}{4}$ をこえることはできない)および梱包材料関係手続、積降し作業その他発送、輸送、配達、倉庫保管(最高30日まで)費用を含む。

1967年12月23日付法律第1376号

「ソマリアに対する技術、文化、経済および財政援助」

共和国の下院および上院は下記の法律を承認し、共和国大統領がこれを公布する。

#### 第 1 条

1967-1971年の5ケ年について、外務省はソマリア共和国との協力計画より生ずる要請に応じるために、下記第4条の支出を限度として次の事項を実施する権限を有する。

- a) 次のカテゴリーに属する特別有資格者の技術者をソマリアに派遣する。
  - 1) 外務省の正規職員もしくは外務省の主管下に置かれるその他の正規の一般国家公務員。
  - 2) 関係省との合意に基づき、常勤又は継続的勤務にある軍人および退役軍人被召集軍人もしくは待命中の軍人
  - 3) 当該目的のため定期間私契約を結んだ要員。
- b) 奨学金を供与することにより、イタリア国内において、ソマリアの学生技術者およびその他の者に対して専門課目の研修および技術職業訓練を行なう。
- c) ソマリア又はソマリアと関係のある学校および教育機関に対して補助金を交付する。

d) イタリアで生産される資材および設備もしくはイタリア企業による役務の提供を通じて間接的に、並びに場合によりソマリア国の予算に対する直接的支給を通じて一必要ある場合には一ソマリア国の予算均衡のために寄与する。

e) ソマリアの経済、社会の発展計画を目的とした調査、設計および工事並びに施設および資材の購入について、イタリア国民、イタリアの公団又はイタリアが参加の主体となっている公団、会社又は企業に対して補助金を交付する。

本条項にいう補助金は許容支出の限度内で本法の施行規則に定めた一般的基本準により交付される。

## 第 2 条

ソマリア政府が要請する場合には、内務、国防および財政の各省は下記第4条の支出の限度内で次の事項を実施する権限を有する。

a) 士官学校又は兵学校、公安行政当局、公共保護並びに消防隊および財務警察において職業訓練専修および研修課程の習得を通じ、イタリア国内でソマリア市民の訓練を行なう。

本件援助には、旅費授業料および生計費一衣服用具の支給も含む一として各課程の出席者に対し1人当月間36000リラ以内の補助金の支給を含む。

b) 組織化、訓練および技術指導の任務を負った上記各行政当局の専門家をソマリアに派遣する。

c) ソマリア政府にイタリア国産の資材の無償供与を行なう、もしくは軍隊治安当局、公共保護消防隊並びに財務警察に供与されたものでソマリアの軍隊に譲渡された資材を上記各機関に返納する（類似の資材による返納を含む）。

d) 特別梱包費、運賃、用船料および関係保険料を含め前記c)項に云う資材の運送に必要な費用を支出する。

## 第 3 条

第1条 a)項に規定した要員の定員は最高200人を越えることはできない。

第1条 a)項の要員に対しては1961年12月29日付法律第1528号

で規定済の待遇を供与する。

#### 第 4 条

本法第1条および第2条の規定の実施のため、下記各省の予算を次のとおり計上する。

##### 外務省

1967年	—	2,300百万リラ
1968年	—	2,710百万リラ
1969年	—	2,610百万リラ
1970年	—	2,540百万リラ
1971年	—	2,440百万リラ

##### 内務省

1967年	—	100百万リラ
1968年	—	100百万リラ
1969年	—	100百万リラ
1970年	—	90百万リラ
1971年	—	90百万リラ

##### 国防省

1967年	—	190百万リラ
1968年	—	180百万リラ
1969年	—	180百万リラ
1970年	—	170百万リラ
1971年	—	170百万リラ

##### 財政省

1967年	—	30百万リラ
1968年	—	30百万リラ
1969年	—	30百万リラ
1970年	—	20百万リラ
1971年	—	20百万リラ

(注 1リラ=0.58円)

## 第 5 条

更に、1966年の予算均衡のため及び1966年のソマリアの経済社会発展計画への参加のため、ソマリア共和国に対し夫々1,700百万リラおよび700百万リラの補助金の交付を認め、これを第1条 d) および e) 項の方式により行なうこととする。

## 第 6 条

1967年会計年度においては、前記第4条および第5条に基づくそれぞれ2,620百万リラおよび2,400百万リラの負担額については現行立法措置による負担のための基金に関する1967会計年度の国庫省予算第3523章の計上額から削減してこれを行なう。

1968会計年度に関する3,020百万リラの負担については上記の章の計上額を削減してこれを行なう。

国庫省は同省の省令により予算に必要な変更を加えることができる。

## 第 7 条

第1条 b) 項の奨学金交付の所要額については、外務省の外国人に対する手当、補助金および奨学金交付の予算項目から支出することとする。

## 第 8 条

本法施行のための規則は、内務、国防、国庫、財政および文部の各大臣の合意のうえ外務大臣の提案により、國務院の意見を聴取し、閣議の事前決定により公布するものとする。

## 第 9 条

外務大臣は毎年外務省予算説明とともに本法の実施状況に関する報告を提出する。

## 第 10 条

本法は共和国官報に掲載された日の翌日から発効する。本法は1967年8月9日付法律第735号の規定により1967年12月31日まで効力を有する1961年12月29日付法律第1528号の規定する事項を除き、1967年1月1日から発行する。

本法の実施規則発効までは適用可能なものに限る。1961年3月9日付法律第157号および1961年12月29日付法律1528号の実施規則に

基づいて行なわれる。

於ローマ

1967年12月23日

サラガット大統領



